

【基調講演】

「学生の多様化における学校（教員）の向き合い方」

講師 竹之内 章代（たけのうち あきよ）氏

プロフィール

社会福祉士

日本社会事業大学・大学院修士課程を修了

現在、東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科教授

研究活動

発達に遅れのある子どもや障がいがある子どもたちへの支援と家庭を支えるための療育システム構築について研究しています。また、それらを支える人材育成として、福祉専門職向けの研修の実施と評価を研究しています。

社会的活動

一般社団法人茨城県社会福祉士会会長、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長、特定非営利活動法人スペース空理事長、宮城県契約締結審査会委員長（日常生活自立支援事業）、茨城県自立支援協議会会長、茨城県社会福祉審議会委員長、発達障害学会常任編集委員

実践活動

茨城を拠点に、相談支援事業と生活介護の他、発達に遅れのある子や気になる子どもなどの発達相談や療育支援などを行い、保護者からの子育て相談を行っている。

また、知的障がいの方の6名の後見人等の活動を行っている。

学生の多様化における 学校（教員）の向き合い方

一般社団法人茨城県社会福祉士会会長
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長
東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科
竹之内章代

本日の内容

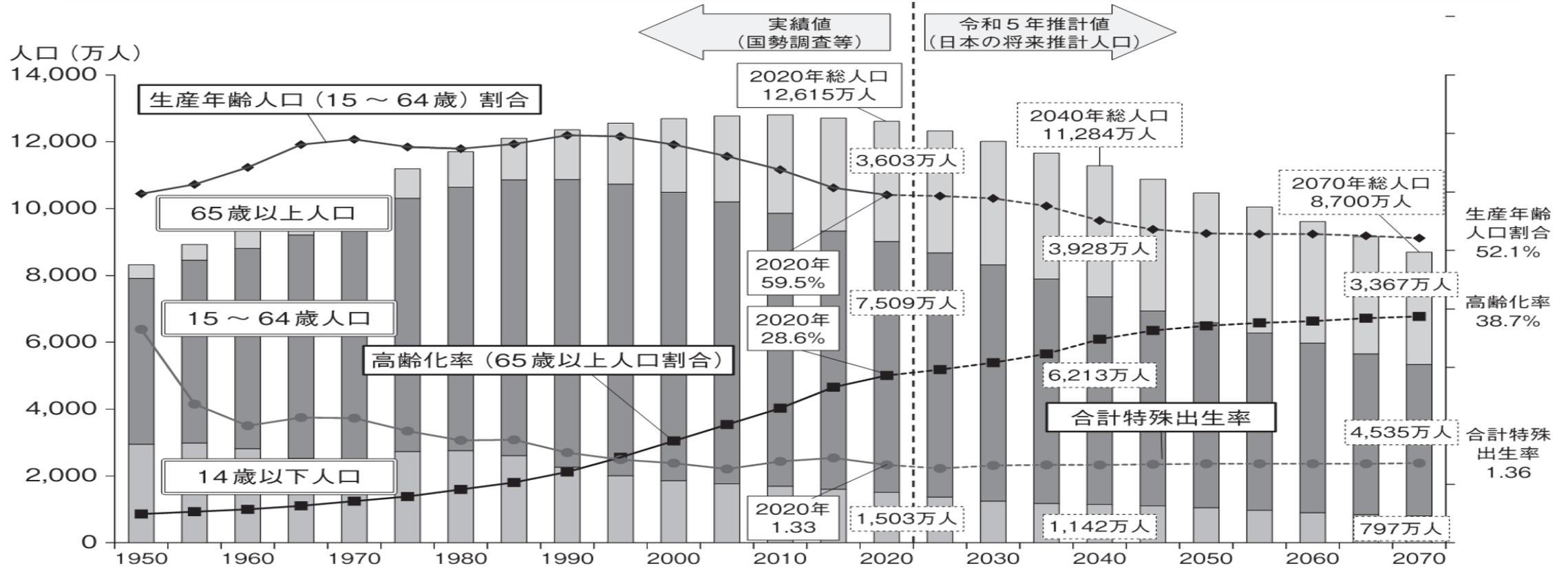
1. 学生達のおかれている状況～現状の理解
2. 多様な学生の姿とは～特性の理解
3. 学びの場での困難とは
4. 学びの場や教員に求められること

学生達のおかれている状況

日本の現状を理解する

日本の人口の推移

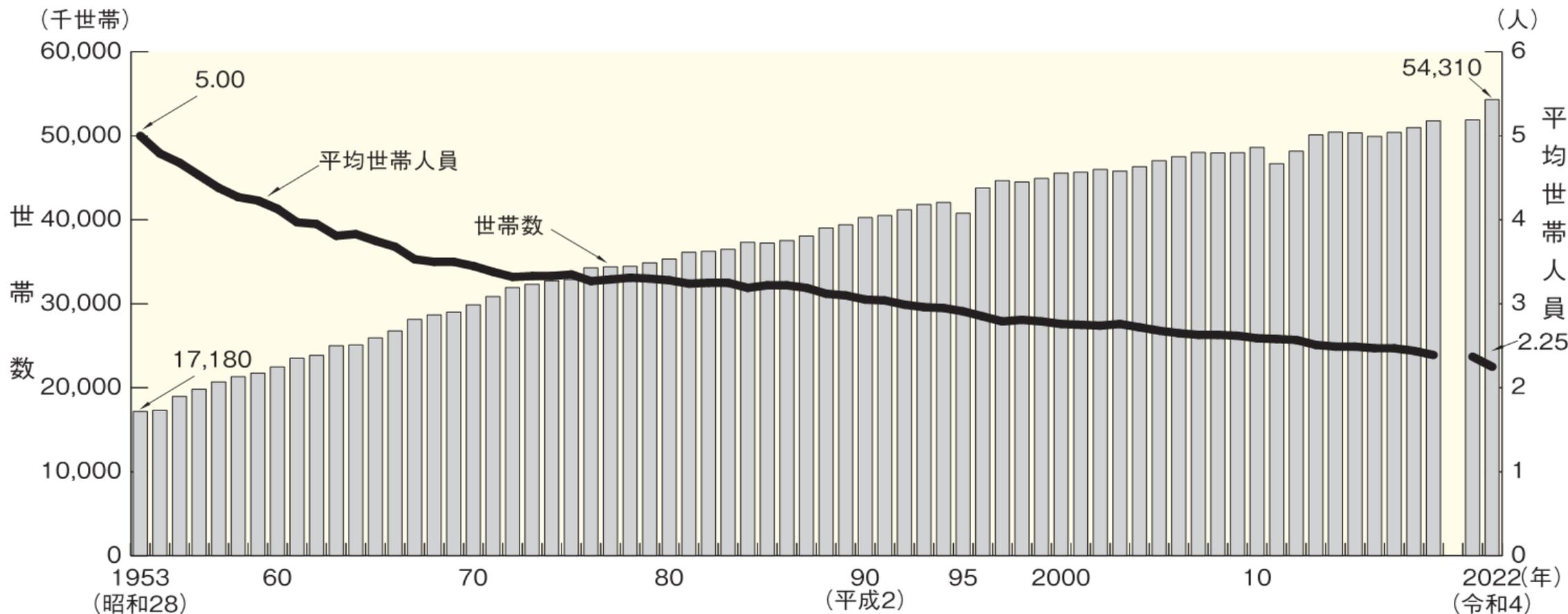
○日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」「人口推計」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

概要

世帯数及び平均世帯人員の推移



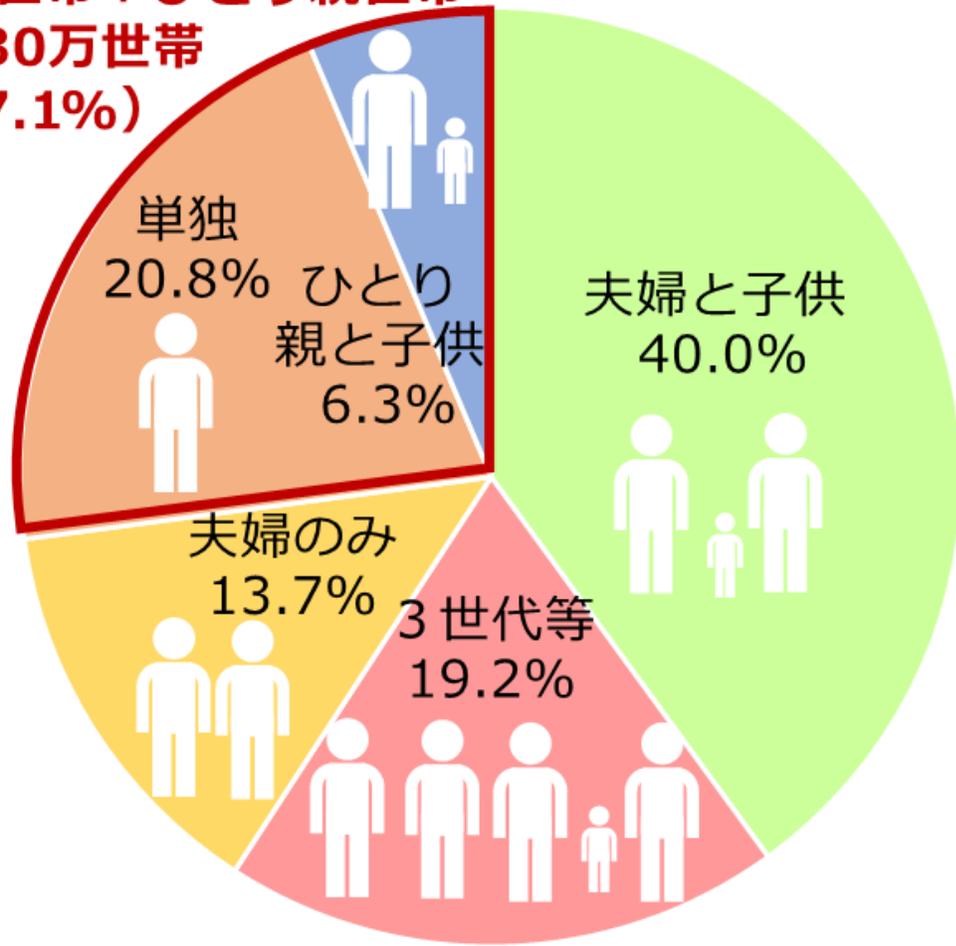
資料：1985（昭和60）年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986（昭和61）年以降は厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室「国民生活基礎調査」

- (注)
1. 1995（平成7）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 2011（平成23）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3. 2012（平成24）年の数値は、福島県を除いたものである。
 4. 2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 5. 2020（令和2）年は、調査を実施していない。

家族の姿の変化

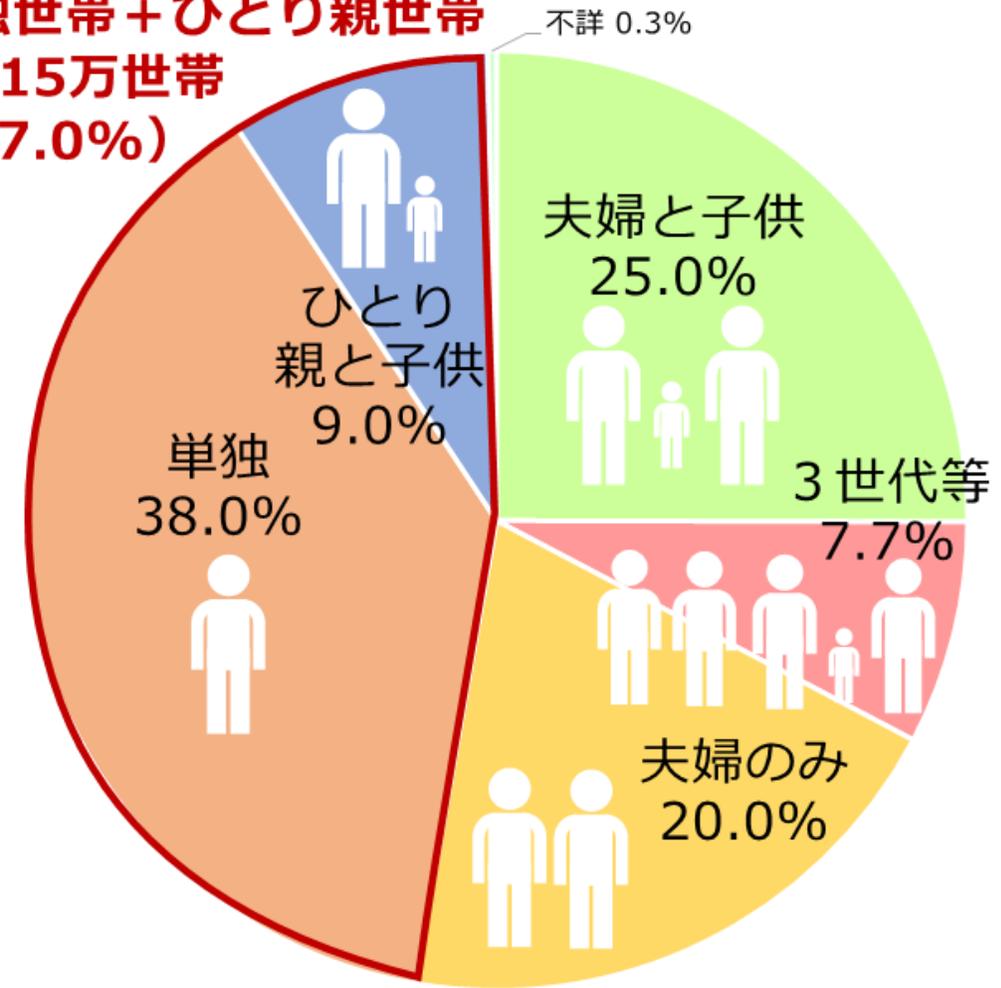
＜昭和60(1985)年＞

単独世帯+ひとり親世帯
1,030万世帯
(27.1%)



＜令和2(2020)年＞

単独世帯+ひとり親世帯
2,615万世帯
(47.0%)



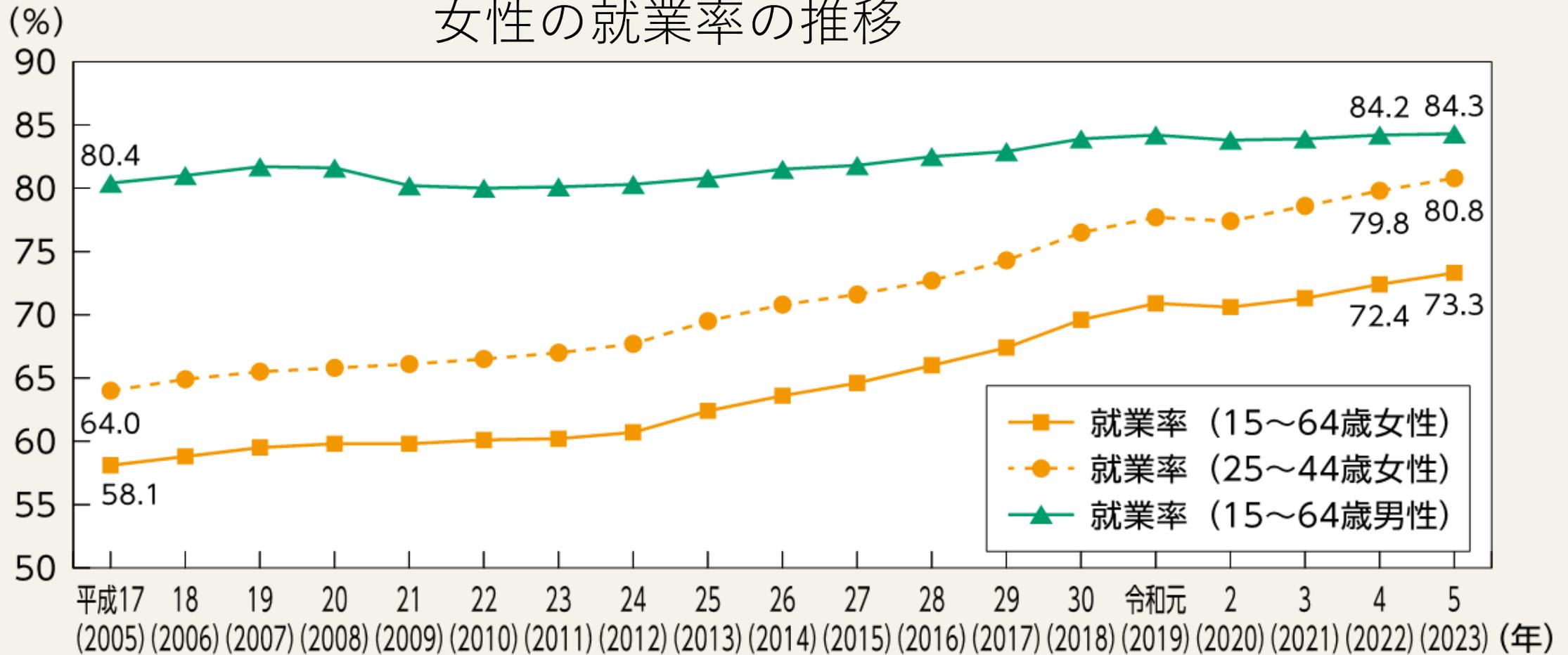
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている者は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

令和6年版男女共同参画白書より

女性の就業率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。なお、労働力調査では令和4 (2022) 年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2 (2020) 年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、令和3 (2021) 年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。

2. 平成23 (2011) 年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

ひとり親家庭の現状

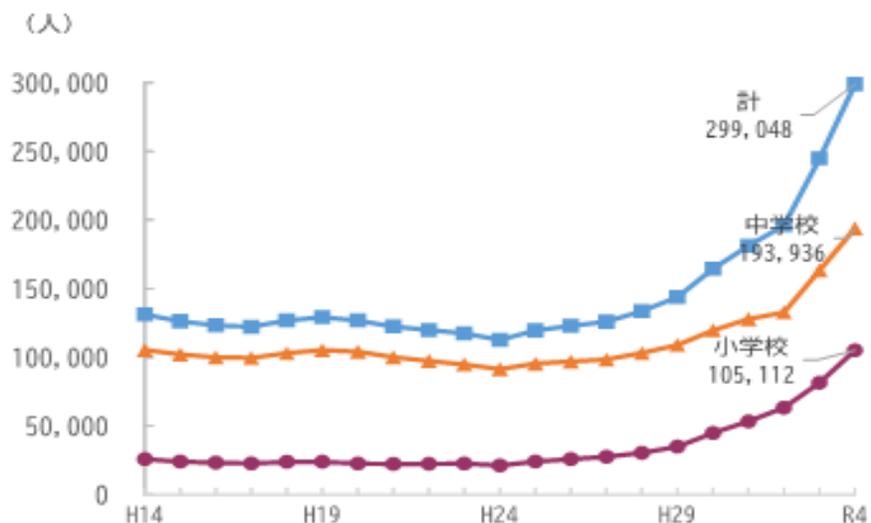
	母子世帯	父子世帯	一般世帯（参考）
就業率	86.3%	88.1%	女性73.3% 男性84.3%
役員を除く雇用者のうち 正規雇用労働者	53.5%	91.6%	女性49.8% 男性82.7%
役員を除く雇用者のうち 非正規雇用労働者	46.5%	8.4%	女性50.2% 男性17.3%
平均年間就労収入	236万円 正規雇用労働者：344万円 パート・アルバイト等：150万円	496万円 正規雇用労働者：523万円 パート・アルバイト等：192万円	平均給与所得 女性314万円 男性563万円
養育費受領率	28.1%	8.7%	—

- （備考） 1. 母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査（令和3（2021）年度）」（推計値）より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査（基本集計）（令和5（2023）年）15～64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（令和4（2022）年）」より作成。
3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4（2022）年より、推計方法が変更されている。

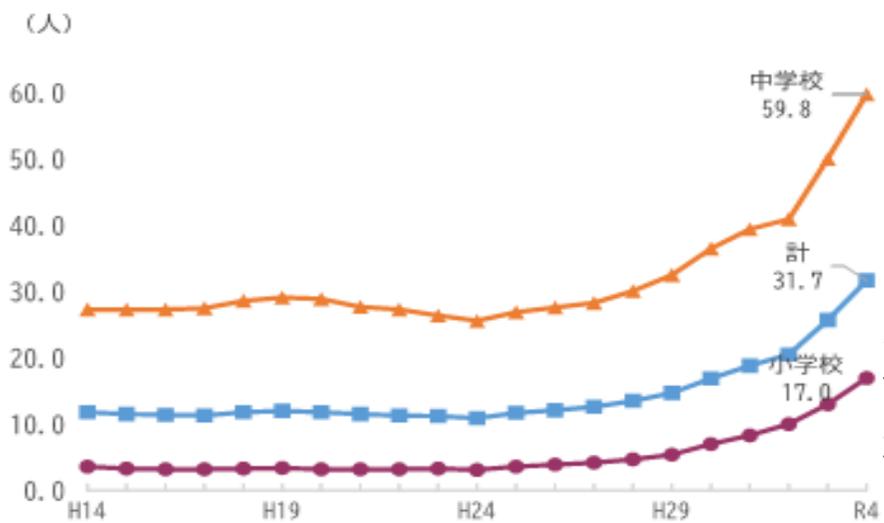
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。
- 不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



文部科学省
令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

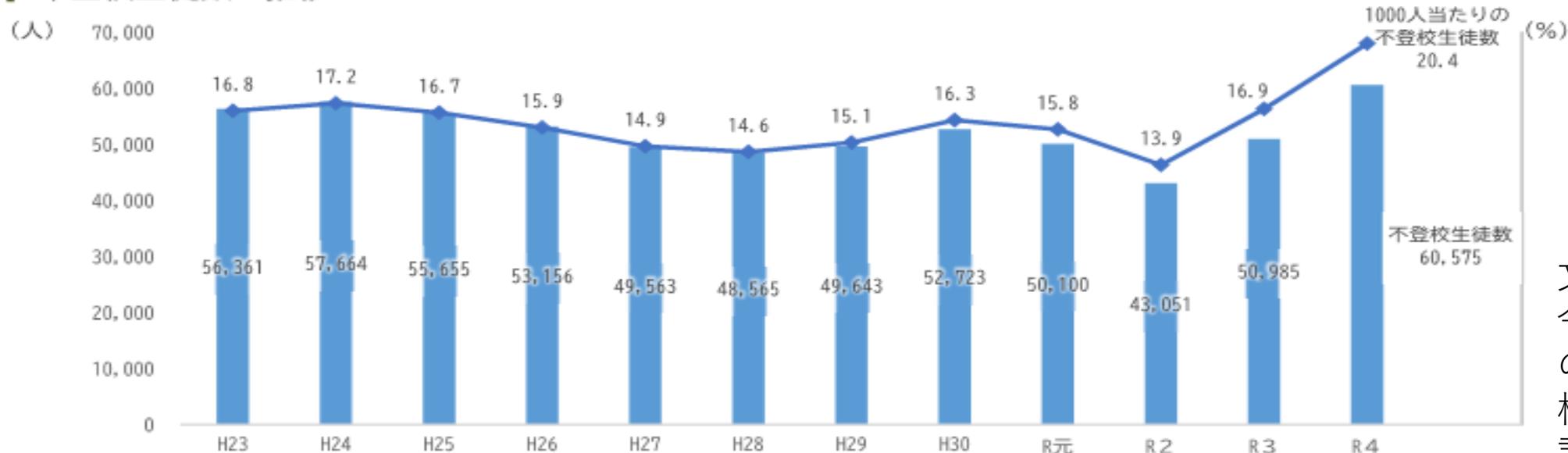
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は60,575人(前年度50,985人)であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、20.4人(前年度16.9人)である。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.2%である。

区分	欠席日数30～89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方	欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者	欠席日数90日以上で出席日数0日の者	不登校児童生徒数
国公立計	50,145 82.8%	8,590 14.2%	1,373 2.3%	467 0.8%	60,575

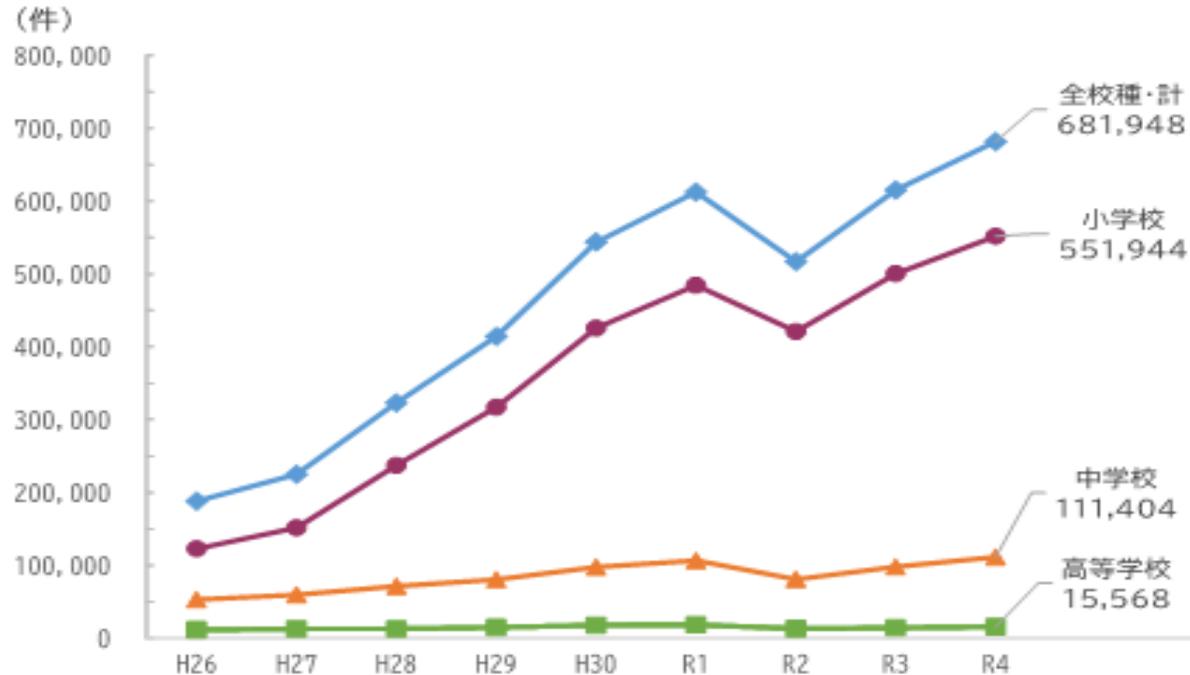
	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	10,492	17.3%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,374	5.6%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

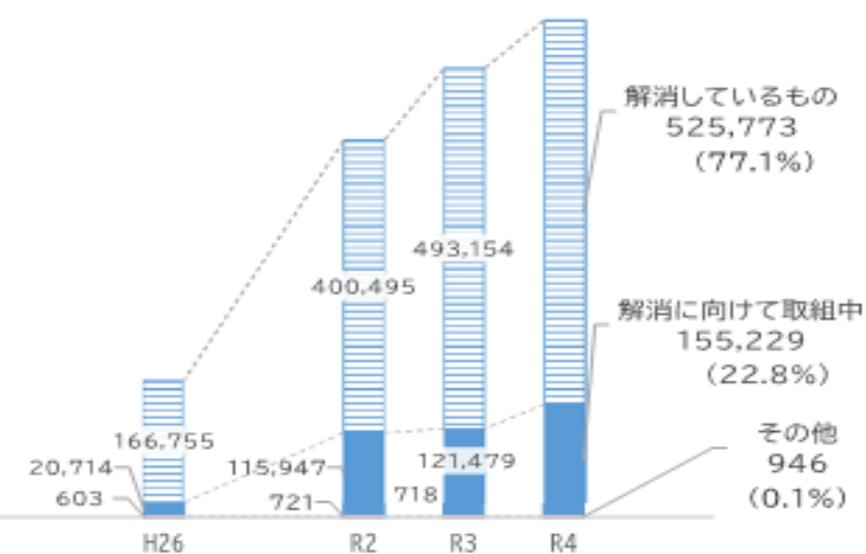
文部科学省
令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

文部科学省
令和4年度
児童生徒の
問題行動・
不登校等生
徒指導上の
諸課題に関
する調査結
果の概要

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

ア 学級種別在籍者数

(令和4年5月1日現在)

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校 第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089 (100%)
	中学校 第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245 (100%)
(参考) H30	小学校 第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064 (100%)
	中学校 第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042 (100%)

※ ()内は、それぞれに対応する「合計」の数値に占める割合。

多様な学生の姿とは

学生のもつ特性を理解する

いわゆる「発達障害」がある場合

01

注意欠陥多動性障害：
不注意、多動性、衝動性のいずれか、またはこれらの組み合わせが特徴

02

学習障害：知的な能力に課題はないが、特定の学習領域において著しい困難を示す状態

03

自閉スペクトラム症：
コミュニケーションの困難さ、特定の行動へのこだわり、感覚の過敏さなどを示す

知的な課題やメンタルに課題がある場合

01

知的障害：知的機能の全般的なおくれ。知的な課題は最重度から軽度まであり、状態や生活上の困難はそれぞれ違う

02

精神障害などメンタルヘル스에課題を抱える場合

うつ、統合失調症、双極性障害、不安障害など

社会的な困難を抱えている場合

01

家族間での人間
関係に起因する
課題

02

経済的な課題

03

その他

学びの場での困難とは

事例より考える

事例から考える1

- 障がいなどの課題がある場合

①本人も家族も医学的診断等を受けて、障がいがあることを知っている場合

②本人には知らせず家族のみが診断結果を知っている場合

③本人は診断を受けているが家族には知らせていない場合

④本人は気づいていないが、家族は子どもの行動に不安を感じている場合

⑤本人は悩んでいるが、家族が本人の言動に不安を感じていない場合

⑥本人も家族も、本人の言動に不安を感じていない場合

など

事例から考える2

- 社会的な困難を抱えている場合
 - ①本人も家族も支援を望んでいる場合
 - ②本人は望んでいるが、家族が支援を望んでいない場合
 - ③本人は望んでいいが、家族は支援を望んでいる場合
 - ④本人も家族も支援を望んでいない場合
 - ⑤本人や家族への支援が見つからない場合
- など

事例から考える3： 本人の違和感から診断へ繋がった事例

事例の概要 Aさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

- ソーシャルワーク関連の演習の担当として関わりを持った

事例から考える4：

家族は本人の状態を知っていたが本人が知らなかった事例

事例の概要 Bさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

- 専門演習の担当としてかわり、ソーシャルワーク関連の演習でも担当した

事例から考える5：

本人も家族も自分の状態を不安に思っていたが援助希求がなかった事例

事例の概要 Cさん 22歳 男性 福祉関連の資格を目指して就学

- ソーシャルワーク関連の演習の担当として関わりを持った

学びの場や教員に求められることとは

専門職を養成すること

多様性と包摂

- ソーシャルワークのグローバル定義には、「多様性の尊重」
- そして、多様な背景をもつ人々にたいする「社会的包摂」がいられている
- 包摂社会をめざすことは地域共生社会の実現にむけて必要なこととされている

学びの場の保障と合理的配慮

- だれもが学びを保障されるためには、学びのための配慮が必要であり
- 今年度の改正された障害者差別解消法においては「合理的配慮の不提供」も差別であるとして、民間事業者に対しても不提供の禁止が掲げられた。

それは

障がい学生の平等な修学の機会を保障するため、学校等が行う必要かつ適当な変更・調整のこと

学校等において教育を受けるときに個別に必要とされるもの

専門職教育と合理的配慮

- では、専門職教育においてどこまでを「合理的配慮」とするのか

以下は含まれない事項と考えられる

- 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- 国家試験受験資格の付与や卒業要件を変更・緩和すること
- 成績評価に関する基準を変更・緩和すること

専門職を育てる私たちの仕事

学生を育て、社会に輩出していくこと

その先には、「利用者の生活」がある

- その生活を支える専門職教育として

- ⇒ 専門職教育として「質の担保」を図ること

- ⇒ 本人の将来を育むとき「できないこと」をはっきり伝えることも重要

- ⇒ 介護の仕事は、「だれでもできる」仕事ではなく、

- 「専門性をもった人」がするプロ仕事であるという誇りをもって卒業させる



専門職の活躍と利用者の幸せを願って